

資料3

**UR賃貸住宅における
コミュニティ形成のための
団地自治会と都市再生機構の
連携した取り組み**

全国公団住宅自治会協議会

2009年3月17日

連携研究会の目的

(1999年発足)

- ◆ 全国公団住宅自治会協議会(全国自治協)と都市基盤整備公団(公団、2004年7月から独立行政法人都市再生機構)本社は1999年8月以来、「公団と自治会との連携についての研究会(連携研究会)」を設け、自治会・居住者の参加による団地コミュニティ活動の促進のための具体的な取り組み項目を検討し、順次実施してきた。
- ◆ <双方の合意文書> 公団と自治会の連携について

(1) 背景

昨今、社会的にボランティア団体等の活動が注目され、公団賃貸住宅においても、居住者参加型の団地管理の必要性が高まっている。

都市基盤整備公団の設立にあたり、公団は賃貸住宅の管理において「安心・安全・快適」を追求し、居住者サービスのより一層の向上を目指して居住者の管理への参加を検討しており、全国自治協としても、これに賛同している。

(2) 目的

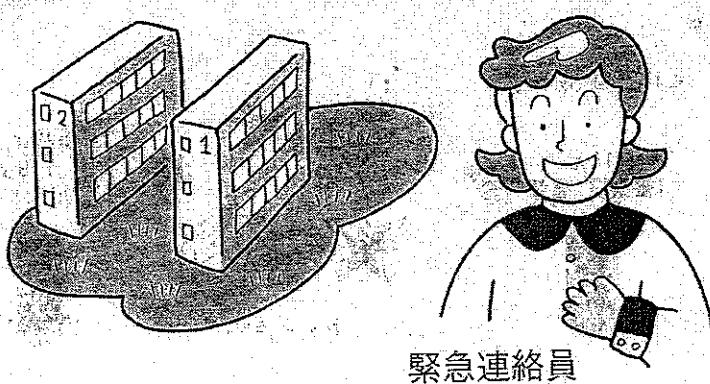
公団と団地自治会等の居住者団体が連携し、相互理解を深め、確固たる協力関係を築くことにより、各団地の実状に合わせたきめ細かな団地管理が実現できる。従って、公団と団地自治会等の連携は、相互理解及び相互協力関係を基に、居住者サービスの向上を図り、団地内の良好なコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

1

「緊急連絡員」業務を 自治会で受託

- 団地内の管理サービスセンターの窓口業務時間外における緊急対応するため配置されている緊急連絡員について、団地自治会が受託して業務を実施している。
- 緊急連絡員の業務は、①団地内の緊急時の通報及び連絡と防火管理者の補助 ②集会所の緊急な使用受け付けと鍵渡し ③鍵の保管 となっている。しかし、自治会が受託することによって、それにとどまらず、居住者のさまざまな状況に対応している団地が多い。
- 平成12(2000)年4月より取り組み
- 全国131団地自治会が受託

※実績は平成19年度末時点。



2

来客用駐車場の設置と 自治会による運営

- 来客用駐車場の設置はかねてから居住者からつよく要望されていた。都市機構と全国自治協との連携研究会で検討し、「来客駐車場の管理等に関する協定書」を確認し、平成13(2001)年度から順次設置してきた。
- 設置工事は機構が行い、管理・運営は自治会が責任をもって当たっている。
- 平成13(2001)年4月より取り組み
- 全国146団地に設置

※実績は平成19年度末時点。

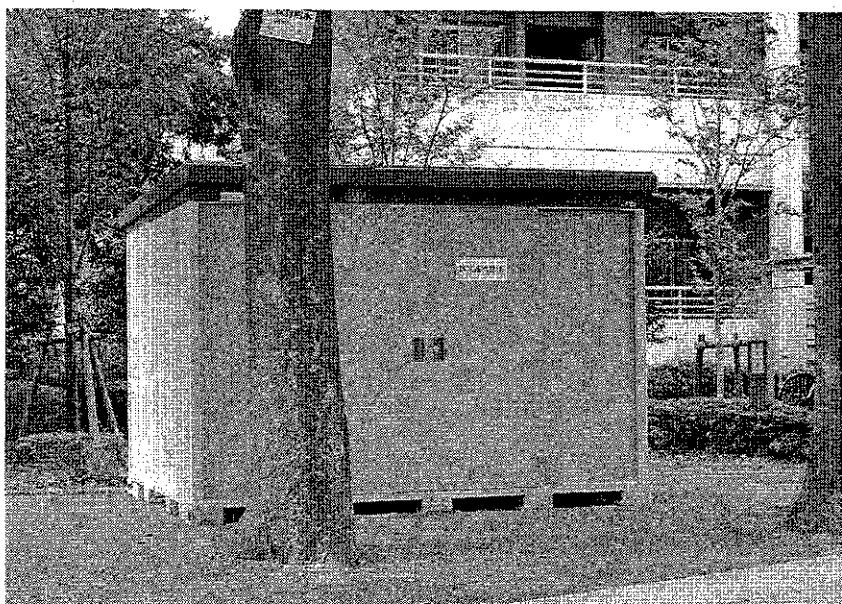


3

防災倉庫・備品を 団地の自主防災組織に配備

- 団地自治会の自主防災組織は、地方公共団体や消防署と密接な連携のもとに活動しており、公団・機構がこれに協力し、地方公共団体の取り組みを補完するものとして、防災倉庫や備品の整備・充実化をはかってきている。
- 具体的な取り組み内容は、自主防災組織が存在し、活動している団地を対象として、防災倉庫、発電機、炊き出し道具、リヤカー、テント、投光器を配備。管理は、自主防災組織が行う。
- 平成13(2001)年より取り組み
- 全国277団地に設置・配備

※実績は平成19年度末時点。



4

あんしん登録カードと あんしんコール

- 緊急事態発生時に、速やかに緊急連絡先への連絡を行うため、希望する高齢者等の「緊急連絡先」「かかりつけの医師」等を記載したカードを予め登録するもの。
- 平成15(2003)年10月より取り組み。全国59団地 約3,100名が登録されている。
- あんしんコールは、希望する高齢者等に対して、住宅管理センターの高齢者相談員が週一回電話をかけ、応答がない場合は団地自治会が住戸を訪ねて安否確認を行うもの。
5団地51名が登録。

※実績はいずれも平成19年度末時点。

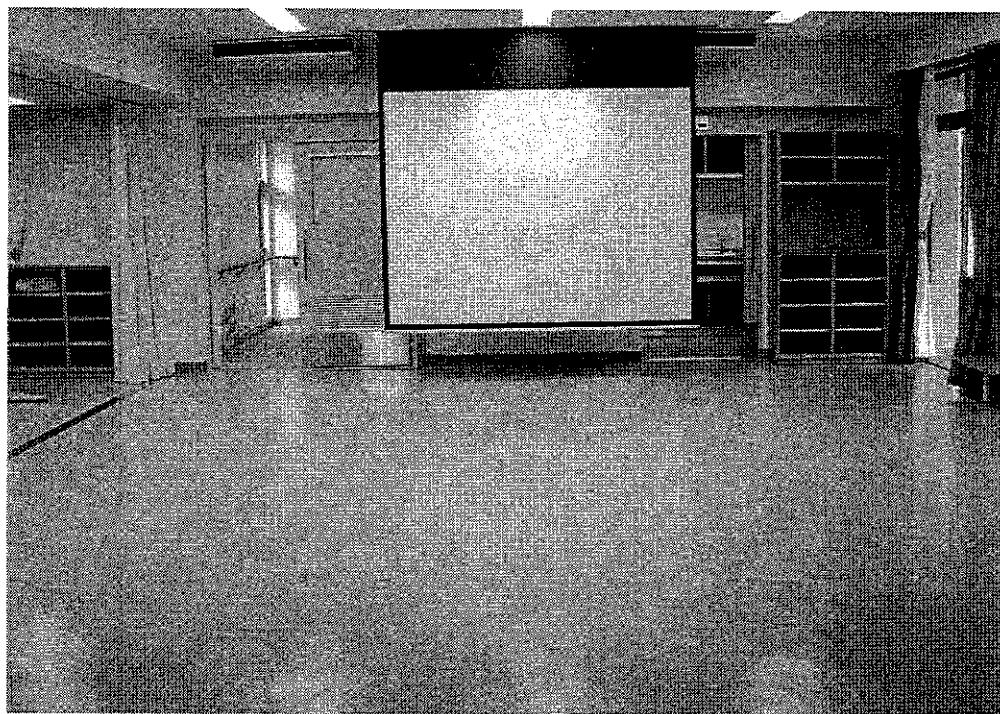
秘		
独立行政法人都市再生機構		
登録日 年 月 日 団地名		
あんしん登録カード		
項目	記入欄	備考欄
荷物番室	号様 号室	
ふりがな 契約者本人の お名前		生年月日 男・女
ふりがな 同居者の お名前		生年月日 男・女
本人連絡先	自宅電話 () 携帯電話 ()	
緊急連絡先 （必ず記入して下さい）	名前	関係
	住所	
	携帯	()
	電話	()
	名前	関係
	住所	
携帯	()	
電話	()	
医療機関名 医師名 電話	()	主な病名等 血液型 型 (R+/-)

※ご注意
○ このカードは、當地にお住まいの方で、以下の条件に当てはまる方が、万が一の緊急事態（倒産やけが等で、ご自身の体の自由がきかない状態）になった時に、速やかな対応ができるよう、団地の管理サービス事業者にご自身的の連絡先等を、ご自身の希望により登録していただくものです。
○ 介護となる方は、原則として、①60歳以上の夫婦両親、②身体障害者、③ひとり暮らしの方、
等とさせていただきます。
○ このカードの登録の方は、緊急時に必要に応じて自治会等の関係者に提示することができます。
○ カードは、緊急時に都市機構が対応する場合の参考とさせていただきます。

5

集会所改修

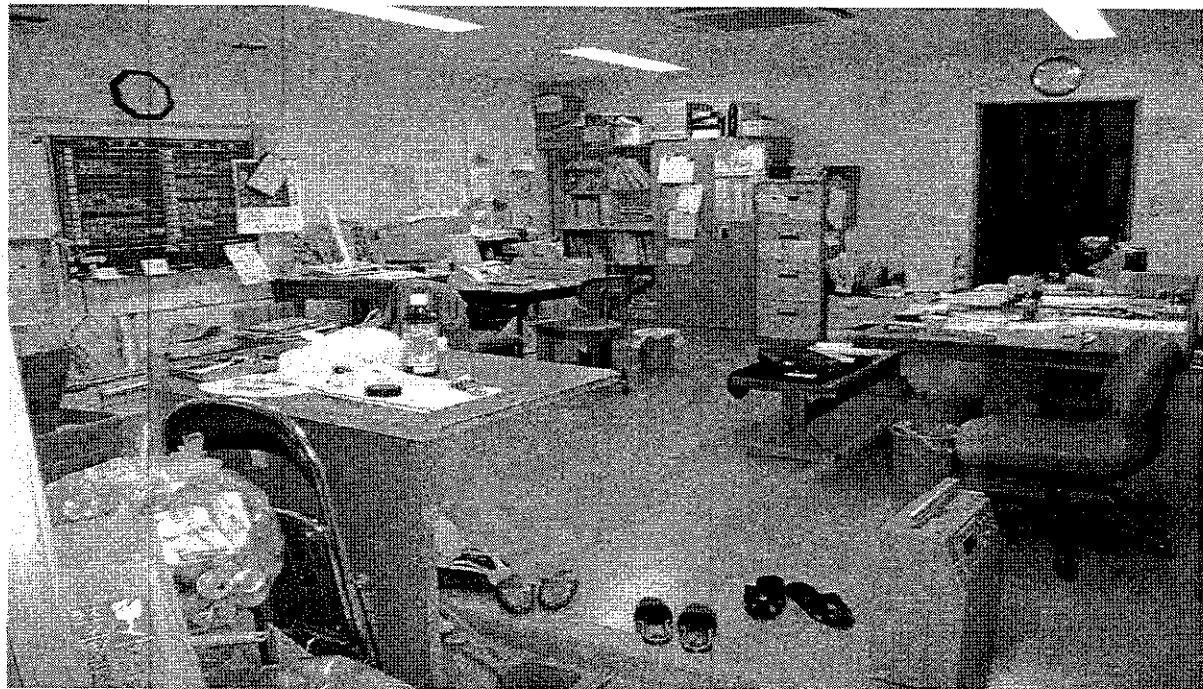
- 高齢者が集会所を利用しやすくするためのバリアフリー化や、自治会や老人会が集会所を活用して行う高齢者向け食事会等を行うためのキッチン設備の充実等の改修を行うもの。
- 54団地改修済み。



6

自治会事務所

- 団地居住者間の親睦を深めることを目的とするコミュニティ活動を行うための拠点として、団地の集会室を使用するもの。
- 使用料は広さに応じて設定。
- 61団地設置済みとなっている。



7

環境・防災ステーション

- 団地内植物の剪定残枝や落葉の堆肥化設備、花壇、かまど可変型ベンチ、仮設トイレ等を配置。
- 花づくりを通じた日常のコミュニケーションと万一の災害発生時に活用可能。
- 5団地に設置済みとなっている。

